何かと節目となるこの時季に…

国保（こくほ） 転入や転出、就職や退職などの届け出はお済みですか？

３月から４月にかけてのこの時季は、年度の変わり目となりますので、転勤や就退職などによる世帯の異動が一番多くなります。

国保では、皆様からの届け出にもとづいて保険証の資格確認を行いながら、その交付や回収を行っています。世帯の中でいろいろな異動があった場合は、14 日以内に国保の窓口へお届けください。

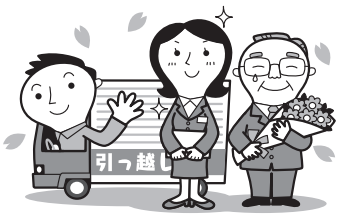

《国保の届出が必要なとき》

国保に**加入**するとき　（必要なもの）		国保を**やめる**とき　（必要なもの）	
転入したとき	印かん、転出証明書	転出するとき	印かん、保険証
職場の健康保険をやめたとき	印かん、離職票等職場の健康保険をやめた証明書	職場の健康保険に加入したとき	印かん、国保の保険証、職場の保険証（後者が未交付の場合は、加入したことが分かる証明書）
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者からはずれた証明書	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
子どもが生まれたとき	印かん、母子健康手帳	死亡したとき	印かん、国保の保険証

※届出が遅れると、国保の給付が受けられなくなったり、国民健康保険税が正しく計算されないこととなります。
※他の市区町村の大学などへ就学することとなった場合は、お届けにより益城町国保の資格を継続できます（印かんと学生証をご持参ください）。

国民年金（ねんきん） 平成 23 年 4 月から国民年金保険料が変わります

第 1 号被保険者の保険料

■定額保険料

平成 22 年度（月額）15,100 円 ➡ **平成 23 年度（月額）15,020 円**

■付加保険料…第 1 号被保険者の人で将来、より多くの年金を希望する人

（月額）400 円

※付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に上積みされる形で付加年金額（200 円×付加保険料納付月数）が支給されます。
※第 1 号被保険者…自営業・農林漁業従事者・学生・無職の人など

保険料の納め方

①納付書　日本年金機構から送付される納付書により、全国の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア（一部取り扱いをしていないところがあります）で納めます。

②口座振替　預金口座から毎月自動的に引き落とされ、納付のたびに金融機関や郵便局まで行く必要がないので、とても便利・安心・確実です。

③インターネットを利用して納める方法（電子納付）
自宅からインターネットなどを利用して納付します。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください（http://www.nenkin.go.jp/）。

④クレジットカード納付
クレジットカード会社（一部対象とならないカードもあります）が立て替え納付を行い、カード利用代金としてカード会員に請求する方法です。

問い合わせ先　役場保険課国保年金係　☎ 286-3111　内線 121 ～ 123
国民年金に関するお問い合わせは、熊本東年金事務所（☎ 367-8144）でも受け付けています。